

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策 5：地方財源の確保と地方財政の健全化
担当部局・課室名	自治財政局 財政課、公営企業課、財務調査課
作成責任者名	自治財政局 財政課長 神門 純一
政策評価実施時期	令和 6 年 8 月

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策 5 地方財源の確保と地方財政の健全化

第 1 部 政策の全体像と取組状況

<政策の概要>

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに応じて様々な行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上、大きな役割を担っている。

このような地方財政について、地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保するとともに、地方財政の「見える化」や公営企業の経営改革等の各種の取組を通じて、地方財政の健全化を推進する。

<主な施策>

地方の一般財源総額 の確保等

- | | |
|---------------|-----|
| 1. 地方財政計画について | P 3 |
| 2. 地方交付税について | P 5 |

地方財政の健全化 に資する取組等

- | | |
|---------------------|-----|
| 3. 地方財政の「見える化」について | P 6 |
| 4. 公共施設等のマネジメントについて | P 7 |
| 5. 公営企業の経営改革について | P 8 |

1. 地方財政計画について

- 地方公共団体が、人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず、住民生活に必要な行政サービスを提供するという責務を果たすことができるよう、地方交付税法第7条の規定に基づき、**地方財政計画**（地方財政を全体として捉えて歳入・歳出を見込んだもの）の策定を行っている。

地方財政計画の役割

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう
地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
→国の毎年度の予算編成を受けて、
予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、
地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

※したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には
計上していない。

<歳入>：超過課税、法定外普通税、法定外目的税

<歳出>：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

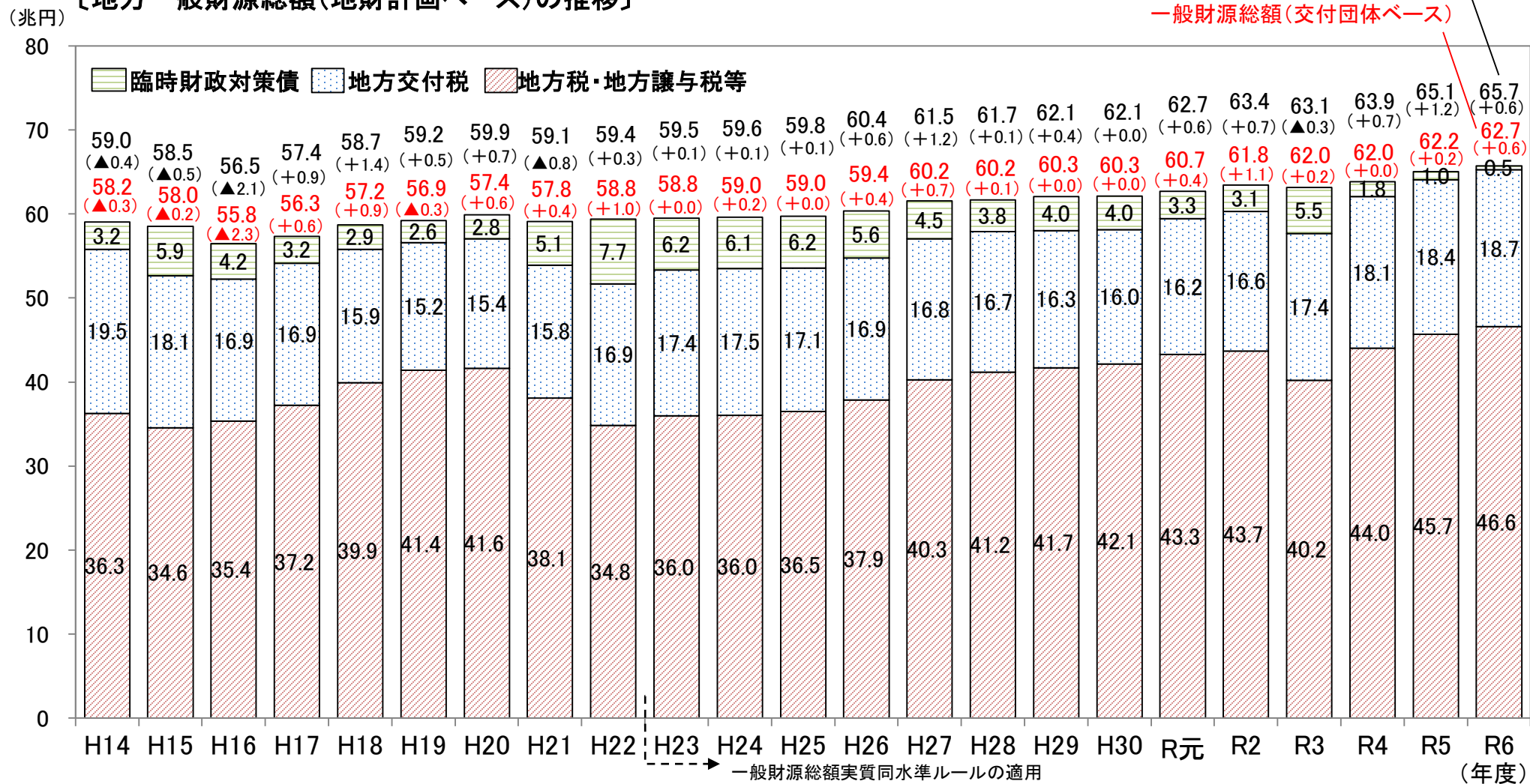
地方財政計画に記載される事項 (地方交付税法第7条)

- ① 地方団体の歳入総額の見込額及び以下の事項の内訳
 - 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - 使用料及び手数料
 - 起債額
 - 国庫支出金
 - 雑収入
- ② 地方団体の歳出総額の見込額及び以下の事項の内訳
 - 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - 国庫支出金に基く経費の総額
 - 地方債の利子及び元金償還金

1. 地方財政計画について

➤ これまでの地方財政計画における一般財源総額の推移は、以下のとおり。

〔地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移〕



2. 地方交付税について

- 本来、地方公共団体の財源は地方税など自主財源をもって賄うことが理想だが、現実には税源などは地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも一般財源（使途が特定されず自由に使える財源）を保障することを目的とし、地方交付税の交付を行っている。

地方交付税制度の概要

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば、国が地方に代わって徴収する地方税である(固有財源)。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税 交付税総額の94%

特別交付税 交付税総額の 6%

※この他、東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として別枠で確保する震災復興特別交付税がある

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付

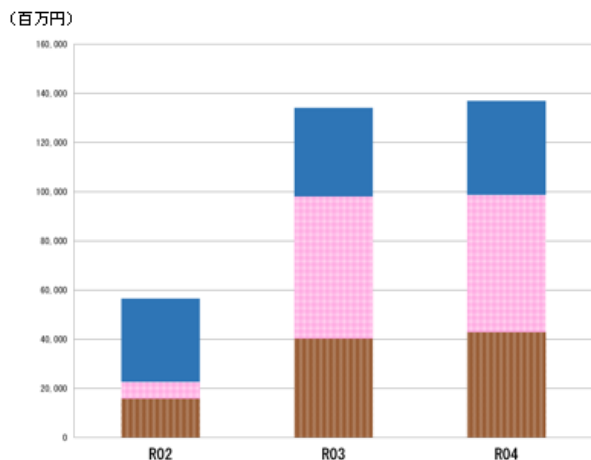
ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

3. 地方財政の「見える化」について

- ▶ 地方公共団体においては、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や財政マネジメントの強化を図る観点から、住民等へのより分かりやすい財政情報の開示に取り組むことが求められるところであり、これに活用できるよう、財政状況資料集等を引き続き充実させる。

【基金の状況の「見える化」】

基金残高(東日本大震災分を含む)に係る経年分析



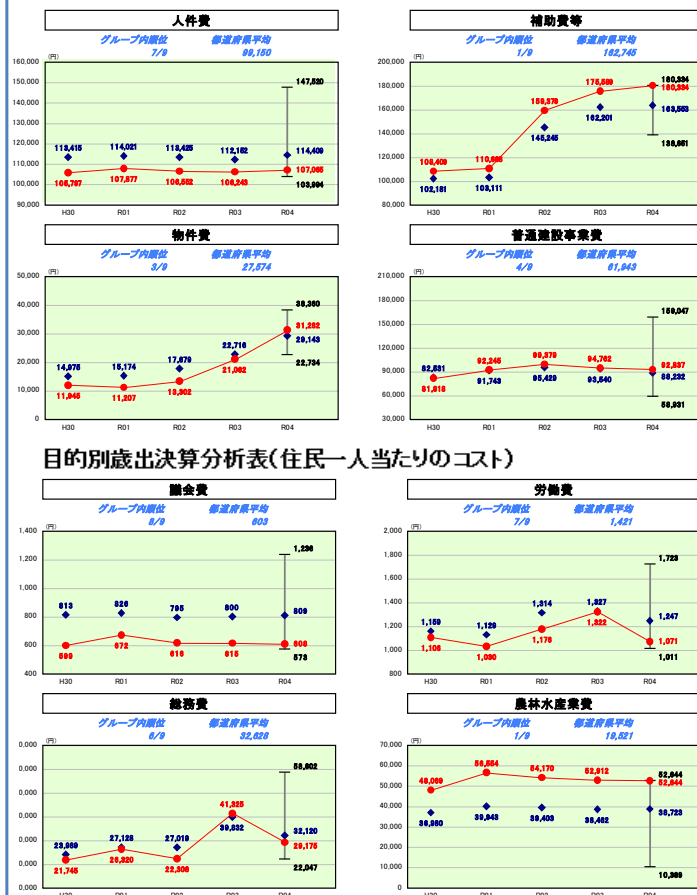
(百万円)

区分	年度	R02	R03	R04
財政調整基金		15,835	40,207	42,948
減価基金		6,839	57,840	55,851
その他特定目的基金		33,864	36,126	38,204
地域医療介護総合確保基金		6,425	8,503	10,011
北方領土隣接地域振興等基金		9,358	9,058	8,691
介護保険財政安定化基金		4,941	4,965	4,991
安心こども基金		2,111	2,623	3,459
航空振興基金		3,105	3,103	3,105
基金残高合計		56,538	134,173	136,904

- ▶ 基金区分ごとに増減理由及び今後の方針を記載

【住民一人当たり行政コストの「見える化」】

性質別歳出決算分析表(住民一人当たりのコスト)



財政状況資料集

(地方公共団体の財政情報を整理し、インターネット上で公表)

4. 公共施設等のマネジメントについて

- 公共施設等総合管理計画の不断の見直しや内容の充実における適切な支援、公共施設等適正管理推進事業を通じて、地方公共団体における公共施設等のマネジメントを推進

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

- 各地方公共団体は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」を策定している。
- また、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設計画」を策定している。

公共施設等総合管理計画の策定及び見直し

総務省所管

<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

※原則として平成28年度までに策定

<公共施設等総合管理計画の見直し>

令和5年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請。

※新経済・財政再生計画改革工程表2023(令和5年12月21日経産省・財務省・国土交通省・環境省・農林水産省・デジタル庁・関係省庁等による会議決定)のKPとして、総合管理計画の見直し策定率を令和5年度末までに100%とすることとされている。

※令和5年9月末時点において、88.2%の団体の見直しが完了

→総務省としては、総合管理計画の見直し・実行にあたり、アドバイザー派遣等の支援を実施(要請があった団体に対しては100%派遣)

個別施設計画の策定 ※令和4年度までに策定

各施設所管省庁所管

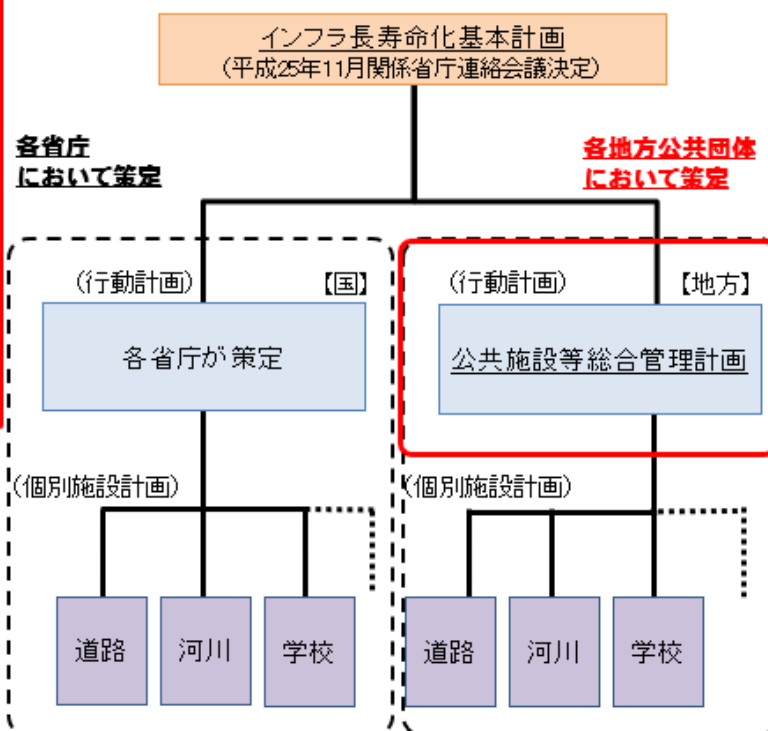
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の現状や維持管理・更新等に係る対策(※)の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



5. 公営企業の経営改革について

- 公営企業について、経営戦略の策定・改定や、公営企業会計の適用拡大等による「見える化」、広域化等の取組を推進し、更なる経営改革を推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念

さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの活
用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※)

民間活用

※ 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

(参考) 行政事業レビューシート及び白書・研究会等

事業名

事業番号	事業名	掲載URL
0024	地方財政制度の整備に必要な経費	https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyous/kizon/kizon_r5_2-4.html

白書・研究会等

白書

- 地方財政白書 (https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/)

審議会等

- 地方財政審議会 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/singi.html)

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策 5 地方財源の確保と地方財政の健全化

第 2 部 特に注力する／改善を図る事業等

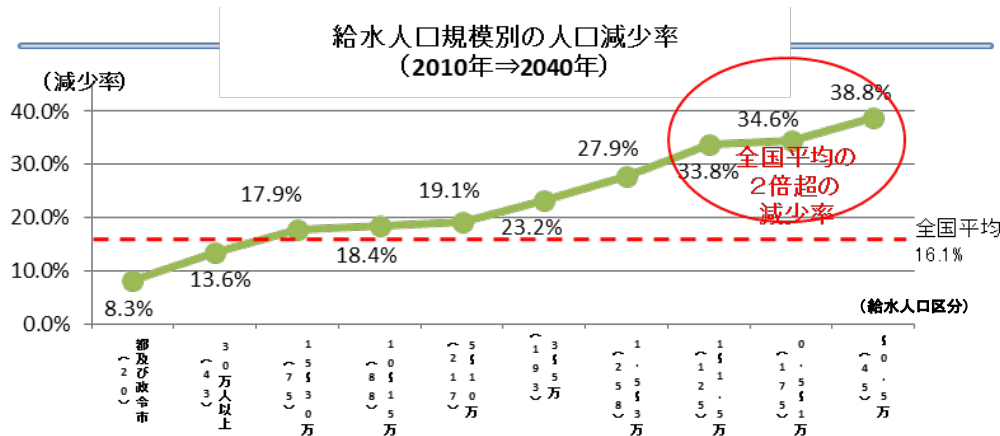
－（その 1）上下水道の持続的経営確保のための取組－

1. 概要・背景等

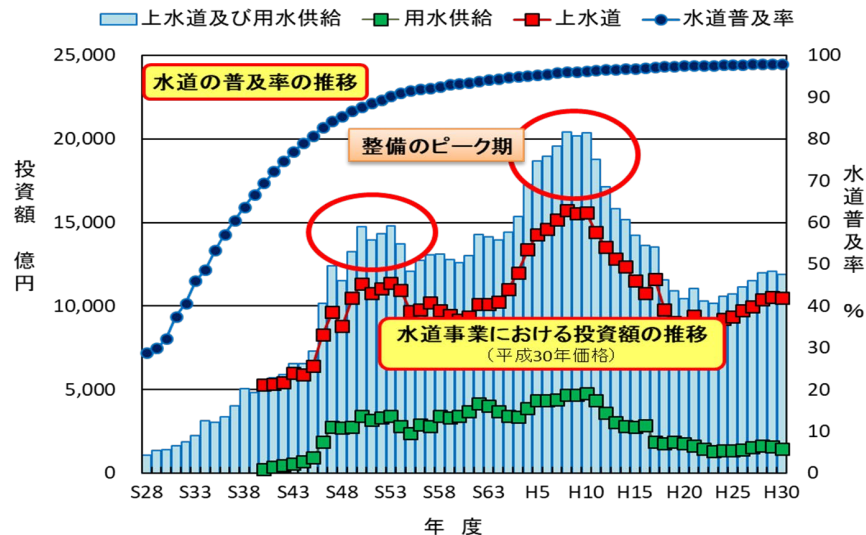
課題

急激な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、公営企業の経営環境が今後益々厳しくなる見込み

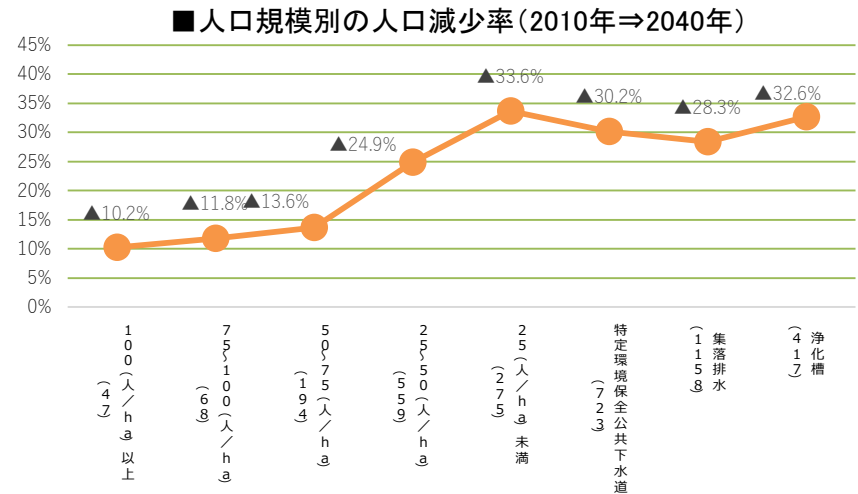
水道事業



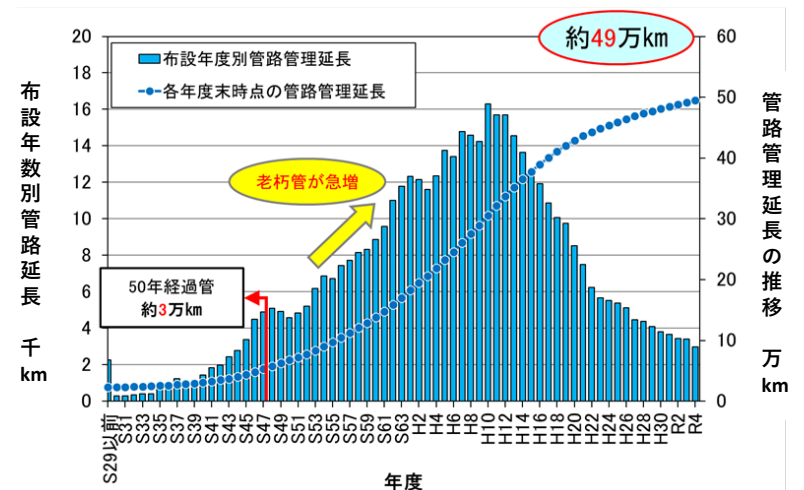
■水道事業における過去の投資実績



下水道事業



■管路施設の年度別管理延長(R4末現在)



1. 概要・背景等

総務省の役割

- ・持続可能な経営を確保するために、経営戦略の策定・改定や、公営企業会計の適用拡大等による「見える化」、広域化等の取組を通じ、更なる経営改革を推進。
- ・各公営企業における以下の取組を推進するため、経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザーの派遣を実施（R3～）。

①経営戦略の改定

- 各公営企業における経営の質の向上を図るため、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の令和7年度までの改定を推進

②公営企業会計の適用拡大

- 経営状況（損益情報・ストック情報等）を的確に把握できるよう、公営企業会計（複式簿記・発生主義）の適用を推進

③広域化の推進

- 水道事業、下水道事業について経営統合、施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理など、広域化を推進

（参考）地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ
- 地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣 ※アドバイザーの派遣経費は、地方公共団体金融機構が負担。要請があった団体に対しては100%派遣。

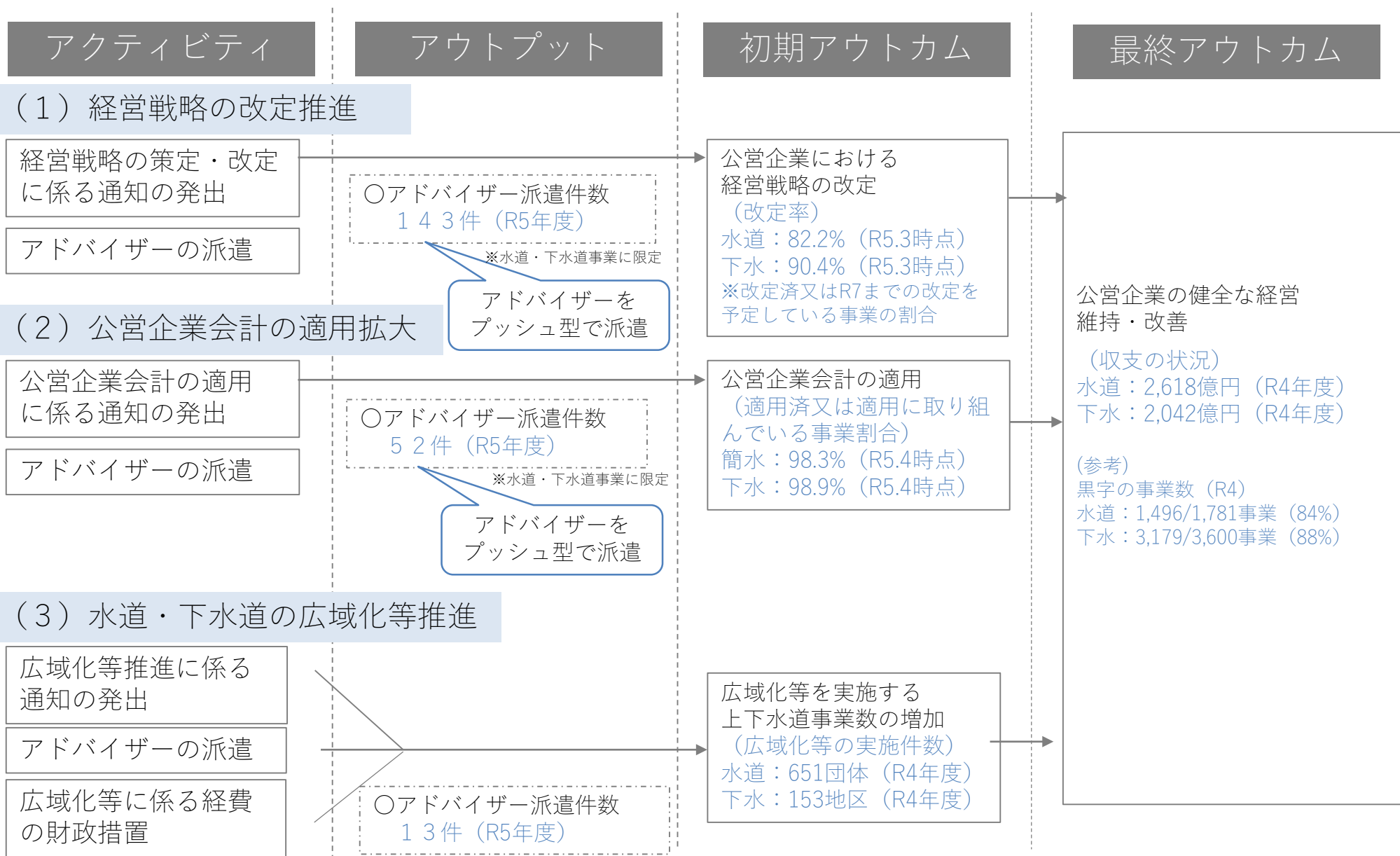
【アドバイザーを派遣する支援分野】

- | | |
|--------------------------|----------------------------------|
| ○ 公営企業・第三セクター等の経営改革 | ○ 公営企業会計の適用 |
| ・ D X ・ G X の取組 | ○ 地方公会計の整備・活用 |
| ・ 経営戦略の改定・経営改善 | ○ 公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント） |
| ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組 | ○ 地方公共団体の D X |
| ・ 上下水道の広域化等 | ○ 地方公共団体の G X |
| ・ 第三セクターの経営健全化 | ○ 首長・管理者向けトップセミナー |

<活用団体の声>

- ・実務経験を踏まえた外部からのアドバイスにより、方向性が整理できた。
- ・きめ細かくアドバイスを受けられた。予算措置なしで実施できるためありがたい。
- ・首長に意識いただきたいことを分かりやすく講演いただき、参加団体にとって有意義なセミナーとなった。

2. 効果発現経路について



3. 現状・課題

(1) 経営戦略の改定推進

現状：令和2年度までの策定を要請し、ほぼ全ての事業で策定済み。質を高めていくため3年から5年内の見直しを行うことが重要であることから、令和7年度までの改定を要請（広域化等の検討結果も反映）。

(2) 公営企業会計の適用拡大

現状：重点事業（下水道・簡易水道）について、令和5年度までに適用することを要請しているところ、取組が大幅に進捗。

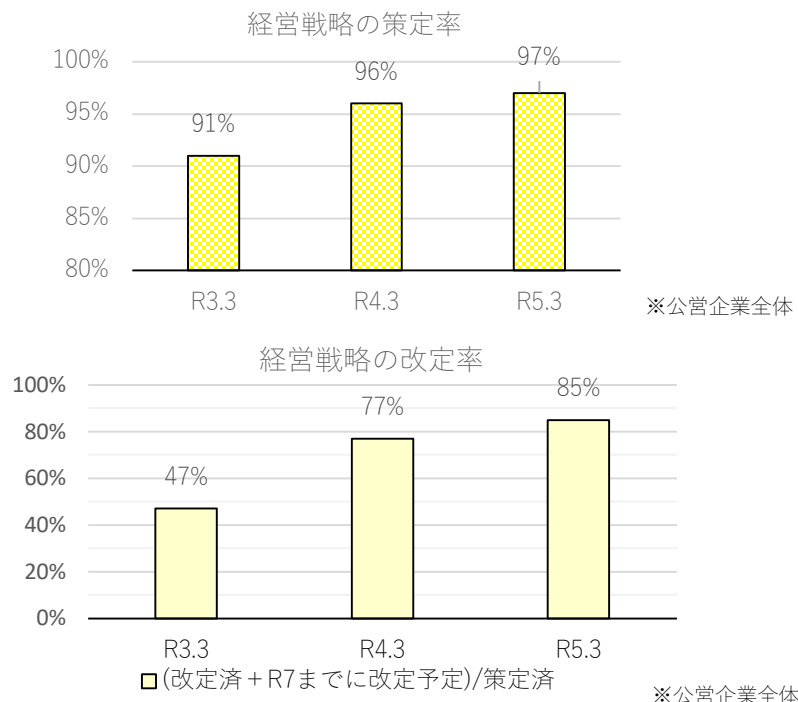
(3) 広域化等の推進

現状：水道・下水道事業については、全ての都道府県において広域化等のための計画が策定された。

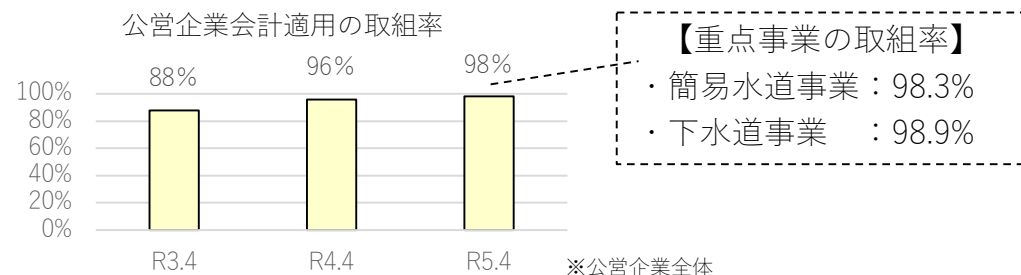
(1)～(3)の課題

持続的経営の確保のため、今後の人口減少等を加味した料金収入や経営環境の変化、公営企業会計の適用により把握した詳細な経営状況を踏まえた事業経営を行うことが必要であり、これらを考慮した経営戦略の改定が行われる必要がある。また、全ての都道府県で策定された広域化等のための計画について、今後は着実に実行に移す必要がある。

(1) 経営戦略の改定推進



(2) 公営企業会計の適用拡大



(3) 広域化等の推進

<広域連携に取り組むこととした水道事業数>
 水道：571団体（H30年度）→ 651団体（R4年度）

<汚水処理施設の集約により広域化等に取り組んだ地区数>
 下水道：83地区（R3年度）→ 153地区（R4年度）

※下水道事業については、広域化等に取り組むこととした地区数をR4年度までに450地区とすることを目標としており、これを前倒しで達成したため、R3年度に目標値を改め、0から数え直すこととなったもの。

4. 今後の方向性

- ・ 公営企業の経営改革について、KPIの設定等を通じた進捗管理等により、更なる取組を推進。経営戦略の改定については、今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映など、実効性のあるものとなるよう、アドバイザー派遣等により支援。
- ・ 広域化については、都道府県のリーダーシップの下、広域化の推進に係る計画に基づく取組を推進。

(参考)新経済・財政再生計画 改革工程表2023 (抜粋)

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)】	○経営戦略の見直し率 【2025年度までの見直し率100%】	3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進			
		b. 経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
	○広域連携に取り組むこととした水道事業数 【2025年度までに700事業】	5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進			
		b. 各都道府県における2023年度までの水道広域化推進プランの策定を促す。また、各都道府県の水道広域化推進プラン等に基づく広域化の推進の取組をフォローアップし、引き続き支援措置を講ずるとともに、各都道府県に対し、必要に応じプランを改定するよう促す。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
	○污水处理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数(統廃合によって廃止される污水处理施設の数) 【2021年度から2025年度までに300地区】(※)	6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進			
		c. 各都道府県が策定した広域化・共同化計画の実施にあたっての課題を整理するとともに、各都道府県に対し、必要に応じ計画を改定するよう促す。また、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→

(※)改革工程表2023～KPIを変更

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策 5 地方財源の確保と地方財政の健全化

第 2 部 特に注力する／改善を図る事業等

—（その 2）地方公共団体における公共施設等マネジメントの推進—

1. 概要・背景等

課題

- ・ 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・ 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・ 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

総務省の役割

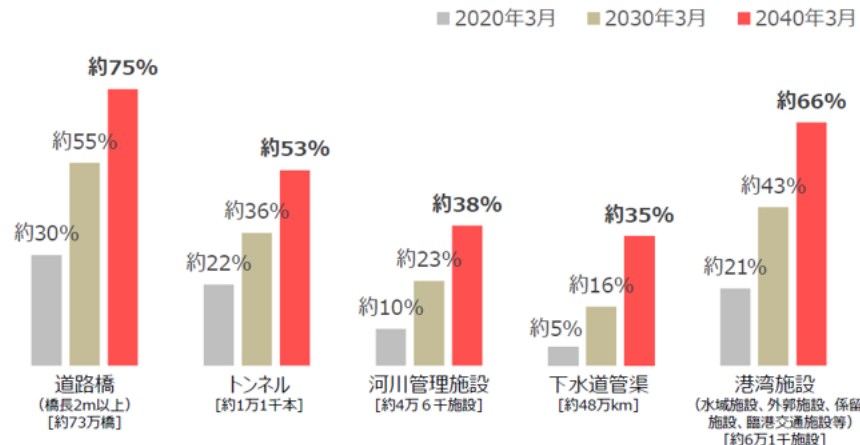
○地方公共団体において、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるため、「公共施設等総合管理計画」の策定及び見直しを推進する必要。

○地方公共団体において、「公共施設等総合管理計画」に基づいて、施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、取組の支援等を実施。

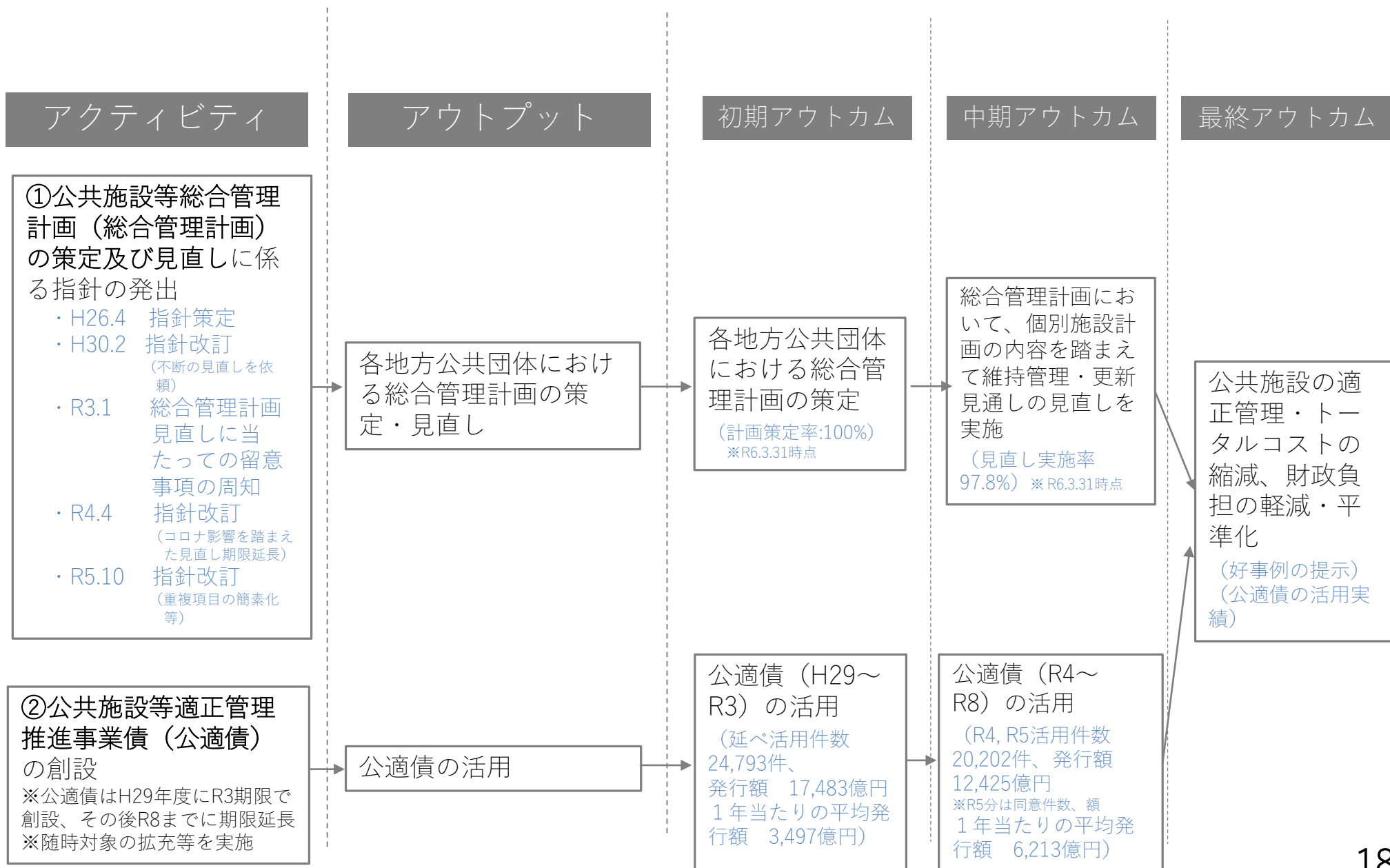
【建設後50年以上経過する社会資本の割合】

※出典：国土交通省「社会資本の老朽化対策情報ポータルサイト インフラメンテナンス情報」掲載資料

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。
※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。



2. 効果発現経路について



3. 取組の概要及び実績

①公共施設等総合管理計画の策定及び見直し

○ 総務省から計画の策定に当たっての指針及び見直しに当たっての留意事項を作成し、地方公共団体において策定・見直しを進めている。

<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

※原則として平成28年度までに策定

全ての団体において策定済み

<公共施設等総合管理計画の見直し>

令和5年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請。

※新経済・財政再生計画改革工程表2023（令和5年12月21日経済財政諮問会議決定）のKPIとして、総合管理計画の見直し策定率を令和5年度末までに100%とすることとされている。

令和6年3月末時点において、97.8%の団体の見直しが完了

②公共施設等適正管理推進事業債

【対象事業】

- ① 集約化・複合化事業
 - ・ 延床面積や維持管理経費等の減少を伴う集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業
 - ・ 公共用の建築物
施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業
 - ・ 社会基盤施設
所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
(一定規模以下等の事業)
- ③ 転用事業
- ④ 立地適正化事業
- ⑤ ユニバーサルデザイン化事業
- ⑥ 除却事業

【充当率】 90%

【元利償還金に対する交付税措置率】

- ①：50%
- ②～⑤：財政力に応じて30～50%
- ⑥：交付税措置なし

【事業期間】 令和8年度まで

【令和6年度事業費】 4,800億円

4. 現状・課題

①公共施設等総合管理計画の策定・見直しについては、令和6年3月末時点で全ての地方公共団体において、見直しが完了していることを目標としている。

（現状：令和6年3月末時点で97.8%の団体が見直しを完了 → 概ね目標通りに進捗している。

課題：一部の団体において、震災や新型コロナウイルス、庁内のマンパワー不足等の問題により、最新の指針を踏まえた見直しが予定通り完了していない。

②公共施設等適正管理推進事業債については、各団体での活用を推進している。

（現状：R4, R5活用件数 20,202件、発行額 12,425億円 （※R5分は同意件数、額）

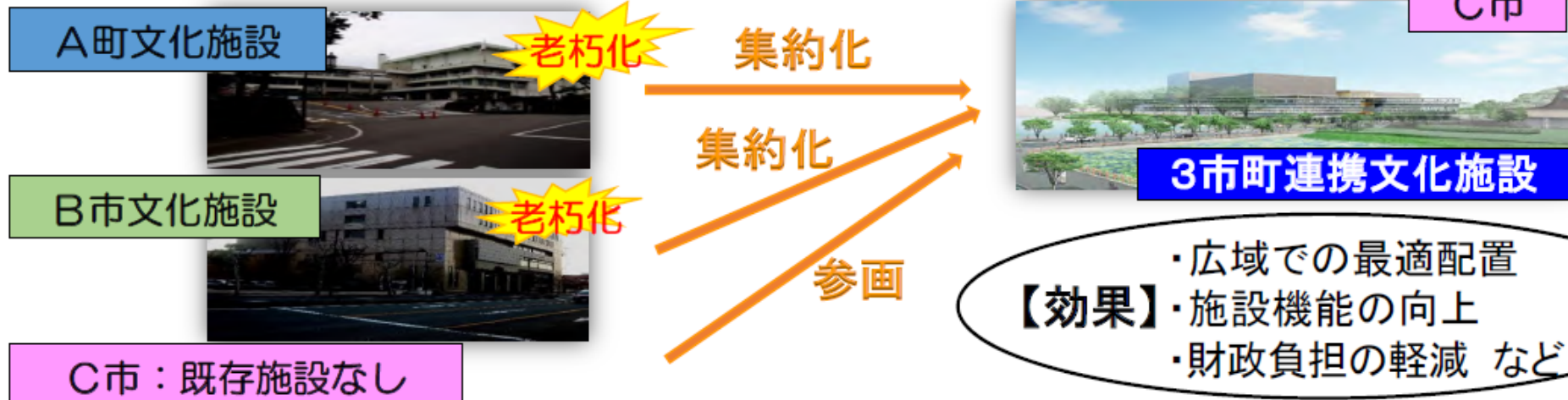
1年当たりの平均発行 6,213億円

→ 各団体での活用は進んでいる。

課題：複数団体による広域的な集約化・複合化の取組についても、さらに推進する必要がある。

（参考）広域的な公共施設の集約化・共同利用のイメージ

【複数団体の連携による集約化・複合化のイメージ】



5. 今後の方向性

- 計画見直しが完了していない団体については、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の課題達成支援団体として、アドバイザーの派遣等の支援を行う。
- 見直しの完了した団体についても、今後も人口減少等を踏まえた不断の計画見直し及び更なる内容充実を図ることができるよう、技術的な助言等、適切な支援を行う。
- 公共施設等適正管理推進事業債については、引き続き活用を促進し、公共施設の集約化・複合化等を推進する。
- また、将来的な人口構造の変化への対応が深刻な課題であることを踏まえ、複数団体による広域的な公共施設の集約化・共同利用など、適正管理を進めるための取組を強化する。

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2024 (令和6年6月21日閣議決定)

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題 (5) 地方行財政基盤の強化

(広域連携及び多様な主体との連携・協働によるサービスの提供)

地方公共団体が連携して地域に必要な人材を確保・育成する取組を推進するとともに、関係省庁や地方公共団体が連携し、広域での取組が有効と考えられる事務の共同実施等に取り組む。特に複数団体による広域的な公共施設の集約化・共同利用等を更に進めるための取組を強化する。また、地域の多様な主体が連携・協働し、生活サービスを提供しやすい環境整備を進める。

(参考) ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申 (令和5年12月21日 第33次地方制度調査会答申)

第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携 1 地方公共団体相互間の連携・協力 (2) 公共施設の集約化・共同利用

高度経済成長期以降に整備された施設・インフラの老朽化が課題となる中、各地方公共団体は、その所有する公共施設の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めた公共施設等総合管理計画を策定し、長期的視点を持って、公共施設の更新や統廃合、集約化、長寿命化などに取り組んでいる。今後ますます課題の深刻化が懸念される状況においては、各地方公共団体での取組だけでなく、他の地方公共団体と連携して、公共施設の集約化・共同利用や長寿命化に取り組むことが効果的と考えられる。

しかしながら、公共施設の集約化・共同利用は、施設の廃止の議論にも踏み込む必要が生じるなど合意形成のハードルが高く、地域を超えて取り組む場合の利害調整には特に困難を伴うため、広域での集約化・共同利用の取組が十分には進んでいないものと考えられる。このため、市町村間の広域連携においては、(1)で述べたような円滑な合意形成に向けた取組を通じ、各市町村が、広域的な公共施設の集約化・共同利用にも積極的に取り組むことが期待される。

また、地域によっては、都道府県が調整や事務局機能といった役割を担うことで、市町村間での公共施設の集約化・共同利用に関する議論が円滑に進んでいる事例も見られる。地域の実情や市町村のニーズを踏まえつつ、都道府県には、自らが市町村等と連携して公共施設の集約化・共同利用に取り組むことや、広域自治体としての役割を発揮して、市町村間での合意形成が円滑に進むよう、適切な助言や調整、支援を行うことが期待される。

国としても、このように、市町村間の連携や都道府県と市町村との連携を促進しやすい環境を整えるため、適切に支援していくことが期待される。